

## 平成16年度 第1回 総務企画委員会 議事概要

H16. 4. 8.作成

日 時： 平成16年4月7日（水） 15：00～17：30

場 所： 建築士会 会議室

出席者：（委員長） 前川直彦  
（副委員長） 花方威之  
（出席委員） 岩撫忠昭 今井淳子 栗原謙  
田鴻裕美 南野英行  
(事務局) 齋 専務理事 河津 事務局長  
(欠席委員) 長井邦夫 平山征夫 吉田一弘

### 報告事項（確認事項）

1. 平成15年度 第6回総務企画委員会議事概要について  
特に意見なく、了承される。
2. その他
  - ① アンケート調査票について  
アンケート様式を決定し、会誌4月号の送付に併せて会員に配付した旨報告される。  
また、既に（4月7日現在）133部の回答が寄せられている旨の報告がある。
  - ② 「福祉部会のあり方」についての回答について  
福祉部会のあり方について、総務企画委員長より技術・支援委員長あて、討議結果を回答した旨の報告があった。  
更に、この回答を受けて、技術・支援委員会に「福祉部会」が設置され、4月15日に第1回福祉部会が開催される予定である旨の報告もなされた。

### 議題

1. 建築士会の活性化と会員増強策について  
現状把握のため提出してもらった資料の分析とその結果から指摘される課題と対応策について意見交換を行う。  
意見
  - (1) 会員総数の推移
    - ①メリット、魅力向上策に関連して
      - 会員への情報はリアルタイムの情報（内容）であって欲しい。
      - 会員外の要望等の把握方法は有るのか。
        - ・個別に接触するしかないが、入会勧誘するためにパンフレットは必要。
        - ・行事があれば、会員外の方の出席もある。
      - アンケートにも関連の記載がある。
        - ・要望要旨（取りまとめは今後の作業であり、一部の紹介）

※企業内建築士に対するメリットが無い。

※支部間の交流の機会がほしい。

※講習会の開催回数を増やしてほしい。

※行政情報はタイムリーにほしい。

- 支部だより等に各市の情報（行政情報）を掲載したらどうか。

- 県建築指導課のホームページで県建築行政連絡協議会の情報が得られる。

行政情報の公開はかなり進んでいるが、未だどうすれば情報が得られるかが分からぬというのが実態ではないか。

（建築士会が情報提供をしなくても、情報入手の手引きをする役割を果たせば良いのではないか。）

- C P D制度は会員増強に役立っているのか。

・目的が異なるので、必ずしも会員増強策にはならない。

・しかし、C P D会員350名中の15名が新会員であるので、勧誘要因でないとも言えない。

#### ② 会費減収対策に関連して

- 会費減額制度について

・70歳代の会費は。 6000円／年

・20歳代の会費減額は出来ないか。

※減額した場合、後から増額は難しい。準会員制度の普及（学生会員）の方が適当である。

※準会員の会費は。 10800円／年

・会費減額より、講習会受講料の減額の方が有効ではないか。

#### ③ 建設業従事の会員対策に関連して

- 現場見学には施工業者の方の参加が多い。

・O Bの方の斡旋で現場見学会を開催することも考えられる。

- 施工業者向けの講習会開催が必要である。

- 会員総数の3分の1を占める建設業関係者への対応は不可欠である。

・工事施工監理技術者（主任技術者）の資格取得は容易なのか。

※建設業法の改正により、現場専任の技術者の配置が義務づけされた際、監理技術者の需要に合わせて技術者の資格を付与している。

・建築士は工事施工管理者の資格者になるのではないか。

※建設業法の施行令、規則を承知していないので不明。

#### ④ 滞納者への対応に関連して

- 会費納入手続きの簡便化を図るべきではないか。

・キャッシュカードにより振込は、郵便局利用より時間制限がなく便利。

- メールによる未納者への請求も検討したらどうか。

- 未納者のチェックには手間（人件費）がかかる。郵送、電話代等の直接の経費より人件費の問題の方が大きな問題である。

- まず、収めやすくすること（納入方法の利便化）が先決である。

⑤ 退会者に関する事項

- 退会者の年齢別構成については、総退会者数に対する年齢別構成と年齢別会員に対する退会者の割合の両面のデータが必要である。

⑥ 会誌送付のストップに関する事項

- 時期をいつにしたら良いかが問題。会誌送付停止とともに会員との連絡も途絶えることとなる。

- 会誌送付停止の予告（通告）を別便で送付したらどうか。

⑦ 建築士会の経理に関する事項

- 特別会計の一部を一般会計に持ち込めないか。

（税の減額に繋げられないか。）